

県西地域調達情報

令和4年11月1日公表 調達番号 西22043号

件名:白灯油の購入【単価】(小田原警察署)

見積書提出期限:令和4年11月10日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
白灯油		JIS1号	—	7,800	L	契約締結日から 令和5年3月31日まで	小田原警察署 灯油庫 (小田原市荻窪350-1)及び 別添「白灯油納入場所一覧」で 指定する場所 (各交番及び駐在所の1階事務所)

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減する可能性があります。
- 2 見積金額は、1Lあたりの消費税抜きの単価とし、小数点第4位まで記載することができます。
- 3 見積書の余白部分に契約希望金額(見積金額の100分の110に相当する金額)を記載してください。  
(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下切り捨て)
- 4 発注は、原則FAXで行うこととし、発注の都度、発注者が指定する場所へ指定する期日までに納入してください。
- 5 納入方法は、ミニローリー車等でドラム缶(小田原警察署のみ)または18Lポリタンク(各交番及び駐在所)への直接給油とします。
- 6 代金の請求は1か月分を取りまとめ、翌月に発注者あてに適法な請求書を提出することにより行うものとします。
- 7 その他の仕様については、別紙「仕様書」により定めるものとします。

## 白灯油納入場所一覧

小田原警察署

	納入場所	所在地
小田原地区	1 小田原警察署	小田原市荻窪350番地の1
	2 三の丸交番	小田原市本町1丁目7番19号
	3 小田原駅西口交番	小田原市城山1丁目1番22号
	4 足柄交番	小田原市扇町3丁目5番26号
	5 酒匂交番	小田原市酒匂2丁目41番43号
	6 東町交番	小田原市東町2丁目6番3号
	7 早川駅前交番	小田原市早川1丁目16番地の9
	8 小田原駅東口交番	小田原市栄町1丁目1番13号
	9 小田原大橋交番	小田原市寿町4丁目13番13号
	10 鴨宮川東交番	小田原市中里296番地の9
	11 国府津交番	小田原市国府津2丁目4番2号
	12 富水駅前交番	小田原市堀之内242番地の1
	13 栢山駅前交番	小田原市栢山2636番地
	14 板橋駐在所	小田原市板橋178番地の16
	15 蓮正寺駐在所	小田原市蓮正寺808番地の1
	16 田島駐在所	小田原市田島1488番地
	17 下曾我駐在所	小田原市曾我原180番地の1
	18 根府川駐在所	小田原市根府川109番地
	19 前羽駐在所	小田原市前川519番地の3
	20 下中駐在所	小田原市小船1265番地の1
	21 久野駐在所	小田原市久野1622番地の3
	22 豊川駐在所	小田原市成田714番地の3
	23 上府中駐在所	小田原市千代129番地
	24 曾我駐在所	小田原市下大井246番地
	25 飯田岡駐在所	小田原市穴部506番地の7
箱根地区	26 湯本交番	足柄下郡箱根町湯本706番地の70
	27 宮ノ下交番	足柄下郡箱根町宮ノ下108番地の6
	28 元箱根交番	足柄下郡箱根町元箱根63番地
	29 箱根駐在所	足柄下郡箱根町箱根160番地の3
	30 宮城野駐在所	足柄下郡箱根町宮城野625番地5
	31 仙石原駐在所	足柄下郡箱根町仙石原16番地の3
	32 高原駐在所	足柄下郡箱根町仙石原1246番地の247
湯河原地区	33 真鶴駅前交番	足柄下郡真鶴町真鶴1824番地
	34 湯河原交番	足柄下郡湯河原町土肥5丁目3番地の6
	35 湯河原駐在所	足柄下郡湯河原町宮上475番地の38

\*納品方法は、ミニローリー車等でドラム缶または18ℓ用ポリタンクに直接給油するものとします。

# 仕 様 書

## 1 発注及び納入期限

発注については、随時ファックスで行い、原則として、週1回の納入を目安として、指定する日までに指定された数量を指定された場所へ納品するものとし、原則前日の夕方5時までに連絡するものとする。

なお、納入時に数量が変動する際は、納入前に小田原警察署会計課へ確認すること。

## 2 納入場所

小田原警察署ほか指定する各交番等

別添「白灯油納入場所一覧」のとおり

納入にあたっては、小田原警察署職員の指示に従い、指定する場所に納入するものとする。

## 3 納品書

納入の都度、納品書を添えて納入するものとする。また、納品書の要件として、

- (1) 納品者の表示（住所・氏名）
- (2) 納品年月日
- (3) 納品先の表示（「小田原警察署」等と明記のこと）
- (4) 物品等の品名、規格（商品コード等）、数量、単価、金額

を記載して提出し、小田原警察署職員の受領確認（受領印）を受けるものとする。

## 4 配達方法

自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

## 5 その他

上記により難しい場合は、その都度小田原警察署職員と協議を行い決定する。